

## 平成 29 年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

### 1 開催日時

平成 29 年 11 月 7 日（火）午前 10 時～正午

### 2 場所

県庁行政庁舎 18 階 特別会議室

### 3 出席者

- ・委員 22 名中 20 名
- ・事務局 障害福祉課長，精神保健福祉対策監，障害福祉課長補佐ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

鮫島委員及び久保委員を除く 20 名（2 名代理）が出席し，定数 22 名の半数以上が出席

#### (2) 説明事項 1

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要について
- ② 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

##### 【事務局】

（条例及び協議会の概要について説明）

（質疑事項なし）

#### (3) 説明事項 2

- ③ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

##### 【事務局】

（条例に基づく相談対応等の実施状況について説明）

##### 【委員】

県において，いろいろな方面で取組を進めていることがよくわかり，ありがたいと思う。

相談事例をみると，視覚障害者の方からの相談がほとんどない。実際は，身

体障害者の中でも、視覚障害者は差別を感じる機会が多い。例えば雇用の場面では、採用条件に、「文字が見える」「活字の試験を受けられる」という制限があるところがまだまだ多い。

また、会議等においても、拡大した書類を事前に送付いただくが、大きい文字でも拾い読みでどうしてもついていけない人が多い。会議資料等は事前にメールで送っていただければありがたい。

視覚障害があっても、できることはいっぱいある。視覚障害者を理解してもらうべく、取組を進めたい。

#### 【事務局】

資料について、事前にデータでの送付ができず、大変申し訳ない。次回以降、必要な配慮のあり方について、事前に共有できるようにしたい。

視覚障害の方からの相談については、平成26年度に1件、平成27年度に4件相談があったところ。今後とも相談窓口の周知に努めるとともに、相談対応を通じて、事案の解決に取り組んでいきたい。

#### 【委員】

県としてもいろいろ取り組んでいるところだが、障害者団体としても、取組を進めなければならないと感じた。

#### 【委員】

天文館の横断歩道について、歩くのに時間がかかる関係で、横断途中で赤になり、危険を感じることもある。高齢者についても同様の危険があるところであり、信号の時間を調整するなどの検討をしていただきたい。

#### 【会長】

県において、然るべき対応をお願いしたい。

#### 【委員】

平成28年度の相談対応事例で、2階に住んでいる車椅子利用者が、送迎の問題で福祉サービスを利用できなかった事案があるが、これは間接差別に該当するように思う。この方はあっせんにはまでは至ってないが、福祉サービスを受けられなかったということか。

#### 【事務局】

本事案については、階段の昇降に人手を要する利用者のため介助者3人体制での送迎が必要であったが、希望する施設において3人体制での送迎対応が困

難なことから、市町村や他施設と協議の上、対応可能な他の施設を利用する事となったところ。

#### 【委員】

相談件数に対して対応回数が多く、細やかな対応をしていただいております、ありがとうございます。

まだ記憶に新しいが、神奈川県での優生思想に基づくような殺傷事件があり、根強い、深い差別感があることを痛切に感じたところ。今後、県民への啓発を進めるにあたり、障害者差別について、「こんなのが禁止ですよ」というだけではなく、障害当事者がどのような生きづらさや思いを抱えているのか、そういうことも含めて啓発を進めることで、初めて共生社会が実現すると思うが、どのような啓発活動を行っているか。

#### 【事務局】

御指摘のとおり、障害者差別についての啓発にあたっては、「何をしたらいけない」ということだけではなく、その背景にある、「なぜそれが差別にあたるのか」ということについて理解していただくことが最も重要と考えている。

そのため、研修会等においては、「社会モデル」の考え方を説明した上で、「合理的配慮」とは特別扱いを求めるものではなく、人として同じ権利を同じように享受するためのものであるということについて、御理解をいただけるよう工夫しているところ。今後とも、様々な機会を通じて、県民の方々への啓発に努めてまいります。

#### 【委員】

当事者団体としても、普及啓発にあたっては協力させていただきたい。今後とも普及啓発に向けた活動をお願いしたい。

#### 【委員】

普及啓発を進めるにあたり、「法律・条例ができた」ということは知っていても、その中身を理解している人は非常に少ないように思う。

私たちの施設の取組を紹介させていただくと、小学校・中学校を巻き込んで、「障害者とは?」「差別とは?」ということ、学校の授業の中で取り入れていただいている。

また、地域から差別をなくすための取組として、児童・生徒にポスターの募集等を行ったほか、認知症や障害を持っている方々がうろろうされているときに「どのように声かけをすればいいか」ということで、優しく導くという“優導模擬訓練”を実施している。今後とも、集落・学校を巻き込んで、障害への

理解を深めるような取組を進めていきたい。

**【委員】**

賃貸借契約については、精神障害者は当事者一人でなかなか借りることができない。また、病院において、親の付き添いなしでの入院を断られるなど、精神障害者への差別を感じる機会は少なくない。

**【会長】**

相談対応事例をみると、精神障害者に対する賃貸借契約拒否の事案があるが、もう少し説明をお願いしたい。

**【事務局】**

平成 29 年度の相談対応事例のうち、N o 7 の事例については、当該市町村の担当部局に対し普及啓発を行うとともに、障害福祉部局に対しても、当該市町村の各部局に対する啓発の徹底を要請したところ。

N o 6 の事例については、賃貸借契約の拒否を行った不動産業者に対し普及啓発を行ったところ、「法や条例については理解したが、大家の理解を得るのが困難」との意見があったところ。今後、障害以外を理由とした入居拒否にも繋がりがねないことから、法・条例の啓発と併せて、大家の理解を得るために必要な取組等について不動産業者の意見を聞くなどして、対応を進めてまいりたい。

**【委員】**

相談対応事例の中で、障害者就業・生活支援センターとの連携の事例があるが、合理的配慮の指導はハローワークの方でも行っており、今後とも各機関が連携して、対応・取組を進めていただきたい。

**【会長】**

障害者の就労支援については、労働局と連携し、県においても引き続き取組を強化していただきたい。

(4) 協議事項

① 条例施行後 3 年を目処とした見直しについて

**【事務局】**

(障害当事者・事業者へのアンケートや障害当事者・家族団体との意見交換会の結果及び各関係部局における取組状況等について説明)

**【委員】**

資料1の29ページの、障害者差別に関する相談件数を障害種別ごとに分類した表の中に、「その他（3障害等）」という記載があるが、どういうことか。

**【事務局】**

重複障害の方からの相談や障害種別を問わないような相談について、「その他（3障害等）」として集計しているところ。

**【委員】**

10月27日に開催された九州弁護士会連合会定期大会のシンポジウムにおいて、「地方自治体に対し障害者差別禁止条例の制定を求めるとともに、障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に向けた取組を積極的に推進する宣言」が取りまとめられたところ。

定期大会が開催された大分では、29日に大分国際車椅子マラソン大会が開催されていたが、大会に出場する選手たちが学校を訪問し、障害者とのふれあいの機会をつくるなどの取組が行われており、啓発活動が上手だなと感じたところ。2020年にはパラリンピックが開催されるほか、本県では、国体・障害者スポーツ大会も開催される。今後、県において広報活動に取り組むにあたり、そのスポーツ大会の宣伝だけではなく、障害への理解を広める取組など、差別解消に向けた啓発も併せて実施していただきたい。また、その際は、スポーツ大会に出場する「できる障害者」が偉いという話にならないように、社会モデルに基づく考え方が広まるような啓発活動としていただきたい。2020年に向けてのそれらの活動は、県民が障害者と接する機会を増やす絶好の機会ではないかと思う。

**【事務局】**

今後とも、社会モデルの考え方にに基づき、様々な機会を活用した啓発活動に取り組んでいきたい。

**【委員】**

避難場所に着いた後については、非常にいい計画になっていると思う。  
避難場所までの避難に関する支援について、もう少し教えて欲しい。

**【事務局】**

要配慮者に対する避難行動支援については、各市町村において、平時から要配慮者の名簿を作成し、本人の同意を得た上で、個別計画を策定することとな

っている。

県においては、26年2月に「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」を作成したところであり、全体計画及び避難行動要支援者名簿は県内43市町村で策定済みであり、個別計画については38市町村で策定済みとなっている。今後は、全ての市町村において個別計画が策定されるよう、未策定の市町村への要請や助言を行うとともに、個別計画の実効性を高めるための取組として、避難訓練等の実施に努めるよう、市町村に対し働きかけを行ってまいりたい。

**【委員】**

実際の避難にあたっては、民生委員、地元の自治会長、ピアサポーター等がサポート役になると思う。個別計画の作成には、名簿情報の提供について避難行動要支援者からの同意が必要であり、同意が得られないと支援が行えない。災害時に、迅速に対応ができるよう、是非協力をお願いしたい。

**【委員】**

現在設置されている福祉避難所のうち、老人ホーム等については現在入居されている方もいることから、受け入れられる数に限りがあるのではと思う。

また、福祉避難所に避難していただく方を振り分けるのに時間がかかる事が想定されることから、事前に、要介護者にお渡しする何らかのカードにより振り分けるなどの方法も考えられる。発達障害等、外見では非常にわかりにくい部分もあるので、そういう部分を含めて検討していただきたい。

**【会長】**

県において、災害時の対応については少し御検討いただきたい。

**【委員】**

同じ「身体障害者」であっても、障害ごとに、生活や雇用等それぞれの場面で抱える障壁は異なる。障害者支援を考える際には、できるだけ小さく区分して考えていただければありがたい。

**【会長】**

かごしま障害フォーラムより、要望書の提出があったところであり、概要の説明をお願いしたい。

(かごしま障害フォーラム理事から、要望書の概要について説明。)

**【会長】**

今年度、再度協議会を開催する予定はあるか。

**【委員】**

本日の協議会において、ある程度御協議いただいたところではあるが、条例制定から3年が経過したことを踏まえ、年度内に再度協議会を開催させていただいて、県の考え方をお示しした上で、今後の取組について御議論させていただきたいと考えている。

(5) 報告事項

① 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

**【事務局】**

(表彰制度について説明)

(質疑事項なし)

**【会長】**

それでは、協議を終了する。

**【事務局】**

以上をもって、平成29年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。